

別表4 査証の数次有効等に関する取決め一覧表 令和元年9月1日現在

番号	取決めの相手国	取決め等の内容	施行期日	備考
1	ドイツ	日本国内において就職する意図を有しないドイツ連邦共和国籍保有者に対し、有効なドイツ連邦共和国旅券の提示があれば、任意に欲するだけの回数の入国を認められるところの1年間有効な入国査証を発給する。	昭29.3.1	
2	連合王国	表紙に「グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国」「ジャージイ島」「ガーンジー島及び付属諸島」又は「香港」の文字が記載された有効な旅券の所持者には、日本国に入国するための数次査証で、発給の日から12か月の間いかなる回数の旅行にも有効なものが付与されるものとする。 日本国政府は、個々の場合に必要と認めるときには単一旅行の査証を付与する権利を保有する。	昭32.10.1	
3	マレーシア	次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大90日）の数次査証を発給する。 マレーシア国内に居住するマレーシア人であって、非IC一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者 ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者で、経費支弁の力を有するもの イ [REDACTED] の有職者 ウ イの者の配偶者及び子	平24.9.1	平成24年9月1日から平成27年8月31日までの間、試行的に実施 平成27年8月31日から本格運用に移行 平成29年1月31日をもって査証緩和措置終了（査証免除措置が実施されたため）
4	カナダ	1 一般数次 査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から12か月の期間内のいかなる回数の入国についても有効であるものとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において1回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。 2 外交・公用数次 次の者については、当該身分を保持する限り3年の期間内のいかなる回数の入国についても有効な数次入国査証を発給する。 (1) 日本国での勤務を命ぜられたカナダの外交官及び領事官並びにその近親家族 (2) 日本国にあるカナダの外交使節団又は領事使節団に勤務を命ぜられた事務、技術及び役務職員並びにその近親家族	昭39.9.20 昭53.6.15(改正)	

5	アイルランド	<p>査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から12か月の期間内のいかなる回数の入国について有効であるとする。</p> <p>ただし、日本国政府は、個々の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。</p>	昭41.9.1	
6	アメリカ	<p>1 外交（60か月数次） 大使、アメリカ合衆国国務省の高級公務員、外交官又は領事官、承認された国際機関に対するアメリカ合衆国政府の主たる代表者その他の外交旅券所持者及びこれらの近親家族</p> <p>2 外交（24か月数次） 上記1に掲げる者の個人的使用人</p> <p>3 公用（60か月数次） (1) その他のアメリカ合衆国政府公務員 (2) 承認された外国政府であつて国際機関の構成員であるものの同機関に対する代表者及びその近親家族</p> <p>4 公用（12か月） 承認されていないか又は国際機関の構成員でない外国政府の同機関に対する代表者及びその近親家族</p> <p>5 通過（60か月数次） 通過者</p> <p>6 短期滞在（60か月数次） 観光、商用、宗教的目的、スポーツ競技へのアマチュア参加、国際会議、福祉活動、その他の報酬を得ない活動のための90日を超えない期間の日本国滞在のための一時訪問者</p> <p>7 就業（60か月数次） (1) 条約商人又は条約投資家 (2) 宣教師 (3) 外国報道機関の代表者</p> <p>8 契約の認可された期間有効数次 (1) 興行出演者又は音楽家 (2) 顕著な功績及び能力を有する技術者 (3) 熟練一時労働者</p> <p>9 一般（60か月数次） (1) 学生 (2) 交換計画による訪問者 ・在留資格が「文化活動」の場合 ・在留資格が「留学」の場合 ・在留資格が「就学」の場合</p> <p>10 一般（当該者の配偶者又は両親と同一の期間有効数次） 上記7から9までに掲げる者の配偶者及</p>	昭41.9.22 昭58.6.27(改正)	

		び未成年の子で未婚の者 11 一般（実習の認可された期間有効数次） 産業実習生		
7	アイスランド	査証を取得することが要求される場合において査証が付与されるときは、発給の日から12か月の期間内のいかなる回数の入国について有効であるとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。	昭41.11.20	
8	ブルガリア	ブルガリア人民共和国外務省の口上書により在ブルガリア日本国大使館に対して申請があったときは、在本邦ブルガリア人民共和国大使館の館長及びその家族に対し、旅券所持者が館長又は家族としての地位を有する限り有効である数次入国査証を付与する。	昭43.4.1	
9	オーストラリア	1 次に掲げる種別のいずれかに属するオーストラリア市民に関しては、査証は、その発給の日から4年の間いかなる回数の入国についても有効とする。 (1) 大使その他の外交官又は領事官及びその近親家族 (2) その他の政府の公務員又は被用者及びその近親家族 (3) 上記(1), (2)に属する者に随行する召使又は個人的使用人 (4) 日本国に赴任する会社の代表者又は役員及びその近親家族 (5) 商用訪問者 2 日本国の関係法令に基づき観光又は通過のため日本国に入国することを希望するオーストラリア市民に関しては、査証は、その発給の日から1年の間いかなる回数の入国についても有効とする。		
10	ニュージーランド	次に掲げる種別のいずれかに属するニュージーランド市民に関しては、査証は、その発給の日から3年の間日本国への数次の入国について有効であるものとする。 1 日本国に駐在することを任命された外交官及び領事官並びにその近親家族 2 日本国にある外交使節団又は領事機関で勤務することを任命された事務職員及び技術職員並びにその近親家族 3 日本国に赴任する会社の代表者又は役員及びその近親家族並びに商用訪問者	昭45.6.15 昭51.7.1(改正)	
11	スウェーデン	査証が必要とされ、かつ、付与されるときは、発給の日から12か月の期間内のいかなる回数の入国についても有効なものとする。 ただし、日本国政府は、個々の場合において	昭45.12.1	

		て、一回限りの入国について有効な査証を付与する権利を保有する。		
12	メキシコ	有効な外交旅券又は公用旅券を所持するメキシコ国民に対し、発給の日から1年の間日本国への数次の入国について有効な査証を発給する。	昭47.4.10	
13	フランス	<p>1 次に掲げる種別のいずれかに属するフランス国民は、その発給の日から4ヶ年の期間いかなる回数の入国についても有効な査証を取得する。</p> <p>(1) 日本国に赴任する会社の代表者及び役員並びにその近親家族</p> <p>(2) 日本国で取材活動に従事するため同国に駐在することを命じられた新聞、雑誌、ラジオ又はテレビジョンの記者及びこれを補助する技術者並びにその近親家族</p> <p>2 上記1に掲げる種別に属さず、かつ、日本国において就職し、自由職業若しくは他の生業(報酬を目的とする芸能及びスポーツを含む。)を営み、又は永住する意図をもたないフランス国民は、その発給の日から、1ヶ年の期間いかなる回数の入国についても有効な査証を取得する。</p>	昭48.6.1	
14	チェコ	<p>1 チェコ国民であって、チェコ共和国外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持しチェコ共和国政府の外交若しくは領事の任務又は公用の用務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該チェコ国民の家族の構成員でその世帯に属するものは、その滞在期間のいかんを問わず、査証を取得することなく日本国に入国することができる。</p> <p>2 チェコ外務省が発給した有効な外交又は公用旅券を所持するチェコ国民であって、上記1にいう目的以外の目的で継続して90日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは査証を取得することなく日本国に入国することができる。</p> <p>3 上記2の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業を営み又は報酬を得る目的で芸能(スポーツを含む)に従事する意図をもって日本に入国することを希望するチェコ国民には適用されない。</p>	昭59.1.1	チェコスロバキア社会主義人民共和国との取決めを継承
15	ロシア	1 日本国へ赴任するロシア連邦外交官及びその家族、領事官及びその家族に対し、1年間有効の数次査証を発給する。	平11.3.23 平29.1.1(改正) 平30.10.2(改正)	2及び7については、1回限り有効の査証も併せて発給。

<p>2 次に該当する者に対して、有効期間6月、滞在期間15日、30日又は90日の2回有効な査証を発給する。</p> <p>ロシア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的に該当する者。</p> <p>3 次に該当する者に対して、有効期間最長5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場の企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工会クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、ロシア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合弁企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的で渡航歴がある有職者</p> <p>キ 8項目の「協力プラン」に関与する露企業等の常勤者（具体的には以下(ア)～(ウ)）</p> <p>(ア) 「日露プロジェクト・リスト」（日本側経済産業省と露側経済発展省が管理し、8項目の「協力プラン」の各プロジェクトやプロジェクトに関与する日露企業等をリスト化したもの）に掲載された露企業及び研究機関等の常勤者。</p> <p>(イ) 過去に「日露プロジェクト・リスト」に掲載された露企業及び研究機関等の常勤者及び、将来的に「日露プロジェクト・リスト」への掲載が明白で、開始されて間もないプロジェクトに関与している露企業及び研究機関等の常勤者。</p> <p>(ウ) 過去に8項目の「協力プラン」の第3項（日露中小企業の交流と協力の抜本的拡大）及び第5項（ロシア産業の多様化促進と生産性向上）の分野で、日本側外務省又は経済産業</p>	令元.9.1(改正)	9については在ロシア公館のみ取扱い。
---	------------	--------------------

- 省が主導する訪日研修に参加した経験を有する露企業関係者。
- ク その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者
- (2) 文化人・知識人等
- 次のいずれかに該当する者
- ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等の芸術家、又は人文科学(文学、法律、経済学等)、自然科学(理学、工学、医学等)の研究者
- イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人等の国家資格・国際資格及び医師の国家資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
- ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- エ 大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る)
- オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
- カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員
- (3) [REDACTED]
- (4) 上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び子
- 4 次に該当する者に対して、有効期間最長5年、滞在期間30日又は15日の数次査証を発給する。
- (1) 親族訪問の者
- 次のいずれかの要件を満たす者
- ア 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者
- イ [REDACTED] の有職者
- ウ [REDACTED]
- (2) 上記(1)に該当する者の配偶者及び子
- 5 次に該当する者に対して、有効期間3年、滞在期間最大30日の数次査証を発給する。
- (1) 観光目的の者
- 次のいずれかの要件を満たす者
- ア 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者
- イ [REDACTED] の有職者
- ウ [REDACTED]

- (2) 上記(1)に該当する者の配偶者及び子
- 6 次に該当する者に対して、有効期間3年、滞在期間最大90日の数次査証を発給する。
- (1) 商業活動を行う目的で派遣される者及び商業団体の代表者
- (2) 教育的、科学的、芸術的その他の文化活動に参加する者
- (3) 国際的なスポーツの行事に参加する者及び専門家の資格でその者に同行する者
- (4) 個別の事案の取材活動に従事するために短期間渡航する報道機関関係者
- (5) 姉妹都市の間の公式の交流計画に参加する者
- (6) 本邦に中長期滞在しているロシア人の配偶者及び21歳未満の子
- 7 通過査証として、有効期間4月、滞在予定期間3日の2回有効な査証を発給する。
- 8 ロシア連邦において業務を行っている信頼性のある旅行会社が企画する団体観光パッケージツアーを利用するロシア人であつて、以下の要件を満たす者に対して、有効期間3か月、滞在期間15日又は30日の一次査証を発給する。
- (1) ツアーの条件
- ア 現地の旅行会社（下記（2）参照）が企画、募集及び実施する団体観光パッケージツアーであること。添乗員が同行することが望ましいが、必ずしも必要としない。
- イ 参加人数は原則3名以上であること。
- ウ 本邦滞在期間が30日以内であること。
- エ 本邦入国から出国までの航空券及び宿泊先並びに移動がある場合には移動手段（国内線航空機、鉄道、バス又はフェリー等）が手配済みであること。
- (2) 現地旅行会社の条件
- ア 旅行会社としてロシア連邦の権限のある当局の許可を受けており、海外旅行の取扱いを許可されていること。
- イ 次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当すること。
- (ア) 現地旅行会社であつて、日本の旅行業法に基づく第1種旅行業登録業者として3年以上の海外旅行の取扱実績のある本社又は親会社を有する

	<p>日系企業であること。</p> <p>(イ) 現地の旅行会社であって、現地で海外旅行を取り扱う旅行会社として3年以上の営業実績を有し、訪日観光の業務実績があること。</p> <p>9 I C A O 標準のM R P 又は I C 一般旅券を所持するロシア国民であり、ロシア連邦国内に所在する以下の大学又は高等教育機関に在籍する学部生・院生及び卒業後3年以内の卒業生(その配偶者及び子は対象外)に対して、有効期間3月、滞在期間15日又は30日の一次査証を発給する。</p> <p>(1) ロシア連邦教育科学省又は州によって認定された教育プログラムに従って教育活動を実施する教育機関として公表している大学及び高等教育機関455校(一部下記(2)と重複あり)。</p> <p>(2) 「日本及びロシア連邦の高等教育機関協会(日露大学協力)」所属の21大学、高等教育機関(一部上記(1)と重複あり)。</p>		
16 韓国	<p>1 次に該当する者は有効期間1年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>観光、商用、スポーツその他短期滞在を目的として、収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を得る活動以外の活動のために日本国に滞在しようとする者</p> <p>2 次に該当する者は有効期間3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>(1) 過去1年間に訪日歴があり、その際に出入国管理及び難民認定法をはじめとする全ての我が国法令の違反がなかった者</p> <p>(2) 上場企業の幹部職員(課長職以上)と同等額以上の所得を得ている非上場企業の正社員</p> <p>3 次の者に対しては、有効期間5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>(1) 大学の教授及び講師並びに小・中・高校の教師(名誉教授及び非常勤の教授、講師及び教師も含む)</p> <p>(2) 国・公立の研究所、国・公・私立の美術館、博物館の常勤職員</p> <p>(3) 国・公立図書館の常勤職員</p> <p>(4) 閣僚経験者、国會議員、国會議員経験者、国家・地方公務員、公益法人の理事及び中央省庁で課長以上の職にあった者</p> <p>(5) 信用度の高い企業等の常勤職員 例えば次の企業が該当する。</p> <p>ア 国営企業</p> <p>イ 株式市場上場企業</p>	昭44.2.10 平10.7.1(改正)	

	<p>ウ 本邦上場企業が出資している合弁企業</p> <p>エ その在外公館長が信用度が高いと判断する企業等</p> <p>(6) 学術院会員、学術院会員その他国際的に著名な又は相当程度の業績が認められる作曲家、作詞家、画家、映画監督等の芸術家</p> <p>(7) 元特別永住者</p> <p>(8) [REDACTED]</p> <p>(9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者及び未成年の子</p> <p>(10) 入管法別表第1の1及び2の表並びに文化活動又は留学の在留資格をもって在留する者の配偶者又は子の親族訪問</p> <p>4 次の者に対しては、有効期間3年の数次査証を発給する。</p> <p>(1) 日本国に赴任する大使その他の外交官又は領事官及びその近親家族</p> <p>(2) その他の日本国に赴任する政府の公務員又は被用者及びその近親家族</p> <p>(3) 日本国に赴任する会社の代表者又は役員</p> <p>(4) 日本国に赴任する外国報道機関の特派員</p> <p>(5) 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（興行を除く。）を行おうとする者</p> <p>(6) 日本国の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする者</p> <p>(7) 外国の宗教団体により宗教上の活動を行うため派遣される宗教家</p> <p>(8) 大学（短期大学を含む。）若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校で研究の指導又は教育を行おうとする者</p> <p>(9) 産業上の高度又は特殊な技術又は技能を提供するために日本国の公私の機関により招へいされる者</p>	
17 中国(香港)	<p>1 表紙に「香港」の文字が表記された有効な旅券の所持者には、日本国に入国するための数次査証で、発給の日から12か月の間いかなる回数の旅行にも有効なものが付与されるものとする。日本国政府は、個々の場合に必要と認めるときには単一旅行の査証を付与する権利を保有する。</p> <p>2 次に該当する者に対して、原則として、有効期間「3年」(下記(4)に該当する者は、原則として、「1年」), 90日(申請内容に応じて滞在期間30日又は15日の数次査証を発給する。) 国籍欄に「CHINESE」と記載のあるMRPの</p>	昭32.8.30 平成31.1.1(改正)

香港特別行政区発行のDOCUMENT OF IDENTITY FOR VISA PURPOSES（以下「香港DI」という。）又はIC香港DIを所持し，在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者。ただし、1回目の訪日については、親族・知人訪問、観光を主たる渡航目的とするものではないこと（下記（4）の者を除く）

（1）商用目的の者（IT技術者（注））を含む。）

- ア 国公営企業の常勤者
- イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者
- ウ 大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者
- エ 株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者
- オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- カ 過去1年間に3回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有識者
- キ 過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

（2）文化人・知識人等

- ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
- イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に

従事する有職者

- ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
- オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
- カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

（3）

（4）上記（1）、（2）、（3）に該当する者の配偶者及び/又は子

（注）IT技術者とは、電子計算機を利用して情報の処理を効率化する技術を有する者で、電子計算機やインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術、システムの開発、保守、運用などの情報処理の専門家等のこと

		<p>3 次に該当する者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>国籍欄に「CHINESE」と記載のある香港DI又はIC香港DIを所持し、在留資格「短期滞在」に該当するすべての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて、渡航経費支弁能力を有する者</p> <p>(2) 「十分な経済力」([REDACTED] を有する者)</p> <p>(3) イの者の配偶者及び子</p>		
18	タイ	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大90日）の数次査証を発給する。</p> <p>タイ国内に居住するタイ人であつて、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED] の有職者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>	平24. 6. 1	<p>平成24年6月1日から平成27年5月31日までの間、試行的に実施</p> <p>平成27年5月31日から本格運用に移行</p> <p>※ I C一般旅券所持者で15日以内の滞在を希望する者に対しては、査証免除を実施している。</p>
19	インドネシア	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日（申請内容に応じて最大30日）の数次査証を発給する。</p> <p>インドネシア国内に居住するインドネシア人であつて、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間法違反など、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者で、経費支弁の力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED] の有職者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>	平24. 9. 1 平25. 7. 1 (改正)	<p>平成24年9月1日から平成27年8月31日までの間、試行的に実施</p> <p>平成26年9月30日から本格運用に移行</p>
20	ベトナム	<p>1 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>ベトナム国内に居住するベトナム人であつて、I C一般旅券又はM R Pの一般</p>	平25. 7. 1 平28. 2. 15 (改正)	<p>平成25年7月1日から平成28年6月30日までの間、試行的に実施</p> <p>平成26年9月30日から本格運用に移行</p>

旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者

(1) 過去3年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの

(2) [REDACTED] の有職者

(3) (2)の者の配偶者及び子

2 次の者に対して、有効期間1年、3年、5年又は10年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。

(1) 商用目的の者

ア 国公営企業の常勤者

イ 株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ 本邦、ベトナム国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

キ 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者

ク 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家、又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ 大学の講師以上の職にある者（常勤

		<p>者に限る)</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議會議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>3 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>2の者の配偶者及び子</p>	
21	フィリピン	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年、5年又は10年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>フィリピン国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、フィリピン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>キ 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者</p> <p>ク 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞蹈等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p>	<p>平25.7.1 平30.8.1(改正)</p> <p>平成25年7月1日から 平成28年6月30日までの間、試行的に実施 平成26年9月30日から 本格運用に移行</p>

		<p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議會議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>		
22	アラブ首長国連邦	<p>次の者に対して、有効期間3年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>アラブ首長国連邦内に居住するアラブ首長国連邦人であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 「一定の経済力」([REDACTED]を有すること)</p> <p>を有する者で、不法就労や不法残留等我が国法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>イ アの者の配偶者及び子</p>	平25.10.15	平成25年10月15日から平成28年10月14日までの間、試行的に実施 平成28年10月14日から本格運用に移行
23	カンボジア	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>カンボジア国内に居住するカンボジア人であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED]の有職者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>	平25.11.18	平成25年11月18日から平成28年11月17日までの間、試行的に実施 平成28年11月17日から本格運用に移行
24	ラオス	<p>1 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>ラオス国内に居住するラオス人であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での</p>	平25.11.18 令元.8.1(改正)	平成25年11月18日から平成28年11月17日までの間、試行的に実施 平成28年11月17日から本格運用に移行

複数回の渡航歴があり、その間に我が国
国内法令に違反するなど、我が国における
入国・在留状況に問題の認められなか
った者で、経費支弁能力を有するもの

- イ [REDACTED] の有職者
ウ イの者の配偶者及び子

2 ラオス国民であって、一般旅券を所持し、
在留資格「短期滞在」に該当する全ての活
動を行う目的を有する、次のいずれかに該
当する者に対して、有効期間1年、3年、
又は5年、滞在期間15日、30日又は9
0日の数次査証を発給する。

(1) 商用目的の者

- ア 国公営企業の常勤者
イ 株式上場企業（第三国・地域の株式
市場上場企業を含む）の常勤者

ウ 管内各都市に所在する日系企業商工
会（各都市の日本商工クラブ等を含む）
の会員企業であり、かつ、本邦に経営
基盤又は連絡先を有する日系企業（駐
在員事務所を含む）の常勤者

エ 本邦、ラオス国又は第三国・地域の
株式上場企業が出資している合併企
業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引
実績がある企業の常勤者

カ その他、公館長において信用度が高
いと判断する企業の常勤者

キ 過去1年間に3回以上、又は過去3
年間に10回以上の日本への商用目的
での渡航歴がある有職者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる、美術、
文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又
は人文科学（文学、法律、経済学等）、
自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法
書士、公証人、医師の国家資格・国際
資格保有者であって、現に当該職業に
従事する有職者

ウ 相当程度の業績が認められるアマチ
ュア・スポーツ選手

エ 大学の講師以上の職にある者（常勤
者に限る）

オ 国公立の研究所及び国公立の美術
館、博物館、図書館の課長職以上の者

カ 国會議員、国家公務員、地方議會議
員、地方公務員

		(3) [REDACTED]		
		(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子		
25	パプアニューギニア	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>パプアニューギニア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED]) 又 [REDACTED] を有すること)を有する者で、不法就労や不法残留等我が国法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>	平25.11.25 平30.8.1(改正)	平成25年11月25日から次回(平成27年5月21日)の太平洋・島サミットの開催までの間、試行的に実施 平成27年5月21日から本格運用に移行
26	ミャンマー	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>ミャンマー国内に居住するミャンマー人であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での複数回の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED] の有職者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>	平26.1.15	平成26年1月15日から平成29年1月14日までの間、試行的に実施 平成29年1月14日から本格運用に移行
27	インド	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間は90日の数次査証を発給する。</p> <p>インド国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴を2回以上有する者</p> <p>(2) 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、支弁能力を有するもの</p> <p>(3) 過去3年間に我が国への短期滞在</p>	平26.7.3 平28.1.11 平28.2.15 (改正) 平30.1.1 (改正) 平31.1.1 (改正)	平成26年7月3日から平成29年7月2日までの間、試行的に実施 平成28年1月11日から本格運用に移行 平成30年1月1日から1年ごとに検証を実施

での渡航歴があり、過去3年間にG7（日本を除く）への短期滞在での渡航歴が2回以上あるもの

(4) [REDACTED] を有する者

(5) (4)の者の配偶者及び子

2 次の者に対して、有効期間1年、3年、5年又は10年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。

(1) 商用目的の者

ア 国公営企業の常勤者

イ 株式市場上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ 本邦、インド国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

キ 過去3年間に日本へ商用目的での渡航歴があり、かつ、過去3年間にG7（日本を除く）へ短期滞在での複数回の渡航歴がある有職者

ク 過去3年間に日本へ商用目的での3回以上の渡航歴がある有職者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）

オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者

カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

		<p>(3) その他公館長が適當と認める者</p> <p>3 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>2の者の配偶者及び子</p> <p>(注) [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p>		
28	ブラジル	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>ブラジル国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する者で、滞在期間に応じて次の要件に該当する者</p> <p>1 滞在期間30日又は90日 次のいずれかに該当する者 ア 十分な経済力 [REDACTED] を有する有職者 イ 上記アの配偶者及び子</p> <p>2 滞在期間15日 次のいずれかに該当する者 ア 十分な経済力 [REDACTED] を有する有職者 イ 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者 ウ 上記アの配偶者及び子</p>	平27.6.15 平28.2.2(改正) 平29.2.1(改正)	平成28年1月20日から 3年間の試行期間を設け、1年ごとに検証を実施
29	モンゴル	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間15日の数次査証を発給する。</p> <p>モンゴル国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者で、経費支弁能力を有するもの イ 十分な経済力 [REDACTED] を有する有職者 ウ イの者の配偶者及び子</p>	平27.8.10	平成27年8月10日から 平成30年8月9日までの間、試行的に実施 平成30年8月10日から本格運用に移行
30	キルギス	<p>1 外交数次</p> <p>次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間1年間、滞在期間15日、30日、</p>	平28.1.25 平29.6.5(改正)	

90日又はDURING MISSIONの数次査証を発給する。

ア 赴任者 DURING MISSION

イ 一時来訪者 15日, 30日又は90日

2 公用数次

次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間1年間、滞在期間15日、30日、3月、1年、3年又は5年の数次査証を発給する。

ア 赴任者 1年、3年又は5年

イ 一時来訪者 15日、30日又は3月

3 一般数次

次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。

キルギス国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者

(1) 商用目的の者

ア 国公営企業の常勤者

イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者

ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

エ 本邦、キルギス国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

		<p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
31	タジキスタン	<p>1 外交数次</p> <p>次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間1年間、滞在期間15日、30日、90日又はDURING MISSIONの数次査証を発給する。</p> <p>ア 赴任者 DURING MISSION</p> <p>イ 一時来訪者 15日、30日又は90日</p> <p>2 公用数次</p> <p>次の者に対して、渡航の目的に応じて、有効期間1年間、滞在期間15日、30日、3月、1年、3年又は5年の数次査証を発給する。</p> <p>ア 赴任者 1年、3年又は5年</p> <p>イ 一時来訪者 15日、30日又は90日</p> <p>3 一般数次</p> <p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>タジキスタン国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、タジキスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合</p>	<p>平28.1.25</p> <p>平29.6.5（改正）</p>

		<p>併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
32	カタール	<p>次の者に対して、有効期間3年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>カタール国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 十分な経済力 [REDACTED] を有する有職者</p> <p>イ アの者の配偶者及び/又は子</p>	平28.10.3
33	ウズベキスタン	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>ウズベキスタン国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p>	平29.6.5

	<p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、ウズベキスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
34 カザフスタン	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>カザフスタン国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し，在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p>	平29.6.5

		<p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)の会員企業であり, かつ, 本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業(駐在員事務所を含む)の常勤者</p> <p>エ 本邦, カザフスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業, 子会社, 支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上, 又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他, 公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる, 美術, 文芸, 音楽, 演劇, 舞踏等の芸術家又は人文科学(文学, 法律, 経済学等), 自然科学(理学, 工学, 医学等)の研究者</p> <p>イ 弁護士, 公認会計士, 弁理士, 司法書士, 公証人, 医師の国家資格・国際資格保有者であって, 現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る)</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館, 博物館, 図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員, 国家公務員, 地方議会議員, 地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記(1), (2), (3)に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
35	トルクメニスタン	<p>次の者に対して, 有効期間1年, 3年又は5年, 滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>トルクメニスタン国民であって, I C一般旅券又はM R P の一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業(第三国・地域の株式市場上場企業を含む)の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会(各都市の日本商工クラブ等を含む)</p>	平29.6.5

		<p>の会員企業であり、かつ、本邦に經營基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>工 本邦、トルクメニスタン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
36	ジョージ ア	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>ジョージア国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に經營</p>	平29.6.5(改正) 平30.10.2(改正)

基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者

工 本邦、ジョージア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者

オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者

イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者

ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）

オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者

カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

(3) [REDACTED]

(4) 上記(1)、(2)、(3)に該当する者の配偶者及び/又は子

2 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。

ジョージア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者

(1) 親族・知人訪問又は観光目的の者

ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの

イ [REDACTED] の有職者

(2) 上記(1)に該当する者の配偶者及び/又は子

37	アルメニア	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>アルメニア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、アルメニア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	平29.9.1(改正) 平30.10.2(改正)
----	-------	--	-----------------------------

		<p>2 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>アルメニア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 親族・知人訪問又は観光目的の者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED] の有職者</p> <p>(2) 上記(1)に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
38	アゼルバイジャン	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>アゼルバイジャン国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、アゼルバイジャン国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p>	<p>平29.12.1(改正) 平30.10.2(改正)</p>

	<p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p> <p>2 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>アゼルバイジャン国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 親族・知人訪問又は観光目的の者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者で、経費支弁能力を有するもの</p> <p>イ [REDACTED] の有職者</p> <p>(2) 上記 (1) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
--	--	--

39	ウクライナ	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>ウクライナ国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p>	平30.1.1	
----	-------	--	---------	--

工 本邦, ウクライナ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業, 子会社, 支店等の常勤者

才 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者

カ 過去1年間に3回以上, 又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

キ その他, 公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者

(2) 文化人・知識人等

ア 相当程度の業績が認められる, 美術, 文芸, 音楽, 演劇, 舞踏等の芸術家又は人文科学(文学, 法律, 経済学等), 自然科学(理学, 工学, 医学等)の研究者

イ 弁護士, 公認会計士, 弁理士, 司法書士, 公証人, 医師の国家資格・国際資格保有者であって, 現に当該職業に従事する有職者

ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手

エ 大学の講師以上の職にある者(常勤者に限る)

オ 国公立の研究所及び国公立の美術館, 博物館, 図書館の課長職以上の者
カ 国會議員, 国家公務員, 地方議会議員, 地方公務員

(3) [REDACTED]

(4) 上記(1), (2), (3)に該当する者の配偶者及び/又は子

2 次の者に対して, 有効期間1年又は3年, 滞在期間15日又は30日の数次査証を発給する。

ウクライナ国民であって, I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者

(1) 親族訪問目的の者

次のア~ウのいずれかの要件を満たす者

ア 次のいずれかの要件を満たす者

(ア) 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり, 渡航費用支弁能力を有する者

(イ) [REDACTED] の有職者

イ その他公館長が数次査証の発給を適当と認める者

		<p>ウ 上記ア(イ)及びイに該当する者の配偶者及び/又は子</p> <p>(2) 観光目的の者</p> <p>次のア～ウのいずれかの要件を満たす者</p> <p>ア 次のいずれかの要件を満たす者</p> <p>(ア) 過去3年間に我が国への「短期滞在」での渡航歴があり、渡航費用支弁能力を有する者</p> <p>(イ) [REDACTED] の有職者</p> <p>イ その他公館長が数次査証の発給を適当と認める者</p> <p>ウ 上記ア(イ)及びイに該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
40	ペラル シ	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>ペラルーシ国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、ペラルーシ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p>	平30.1.1

		<p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
41	モルドバ	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>モルドバ国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、モルドバ国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p>	平30.1.1

		<p>工 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る） オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者 カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
42	キリバス	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>キリバス国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」（[REDACTED]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び/又は子</p>	平30.8.1
43	サモア	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>サモア国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」（[REDACTED]を有すること）を有する者で、不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び/又は子</p>	平30.8.1
44	ソロモン	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>ソロモン国民であつて、IC一般旅券又は</p>	平30.8.1

		<p>M R P の一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去 3 年間に我が国への短期滞在での 1 回以上の渡航歴があり, その間に我が国国内法令に違反するなど, 我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて, 経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で, 不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	
45	ツバル	<p>次の者に対して, 有効期間 1 年又は 3 年, 滞在期間 30 日の数次査証を発給する。</p> <p>ツバル国民であつて, I C 一般旅券又は M R P の一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去 3 年間に我が国への短期滞在での 1 回以上の渡航歴があり, その間に我が国国内法令に違反するなど, 我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて, 経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で, 不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	平30.8.1
46	トンガ	<p>次の者に対して, 有効期間 1 年又は 3 年, 滞在期間 30 日の数次査証を発給する。</p> <p>トンガ国民であつて, I C 一般旅券又は M R P の一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去 3 年間に我が国への短期滞在での 1 回以上の渡航歴があり, その間に我が国国内法令に違反するなど, 我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて, 経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で, 不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p>	平30.8.1

		ウ イの者の配偶者及び／又は子		
47	ナウル	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>ナウル国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること)を有する者で、不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	平30.8.1	
48	バヌアツ	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>バヌアツ国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること)を有する者で、不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	平30.8.1	
49	パラオ	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>パラオ国民であって、IC一般旅券又はMRPの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者</p>	平30.8.1	

		<p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	
50	フィジー	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>フィジー国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	平30.8.1
51	マーシャル	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>マーシャル国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること) を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	平30.8.1
52	ミクロネシア	<p>次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間30日の数次査証を発給する。</p> <p>ミクロネシア国民であって、I C一般旅券又はM R Pの一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p>	平30.8.1

		<p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて、経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「一定の経済力」([REDACTED] を有すること)を有する者で、不法就労や不法残留等我が国国内法令に違反するおそれがないと認められる者</p> <p>ウ イの者の配偶者及び／又は子</p>	
53	サウジアラビア	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>サウジアラビア国民であつて、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、サウジアラビア国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>キ その他、公館長において信用度が高いと判断する企業の常勤者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であつて、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチ</p>	平30.8.1

		<p>ユア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
54	セントビンセント	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>セントビンセント国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に經營基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、セントビンセント国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤</p>	平30.10.2

		<p>者に限る)</p> <p>才 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者</p> <p>力 国会議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
55	エクアドル	<p>次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>エクアドル国民であって、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 本邦、エクアドル国又は第三国・地域の株式上場企業が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上、又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術</p>	平30.10.2

		<p>館, 博物館, 図書館の課長職以上の者 力 国會議員, 国家公務員, 地方議會議員, 地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
56	セントクリストファー・ネーヴィス	<p>次の者に対して, 有効期間1年, 3年又は5年, 滞在期間15日, 30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>セントクリストファー・ネーヴィス国民であって, 一般旅券を所持し, 在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する, 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり, かつ, 本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業, 子会社, 支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有識者</p> <p>キ 過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>(2) 文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる, 美術, 文芸, 音楽, 演劇, 舞踏等の芸術家又は人文科学（文学, 法律, 経済学等）, 自然科学（理学, 工学, 医学等）の研究者</p> <p>イ 弁護士, 公認会計士, 弁理士, 司法書士, 公証人, 医師の国家資格・国際資格保有者であって, 現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術</p>	平成31.1.1

		<p>館, 博物館, 図書館の課長職以上の者 力 国會議員, 国家公務員, 地方議會議員, 地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED] [REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p>	
57	中国（マカオ）	<p>1 次に該当する者に対して、原則として、有効期間「3年」（下記（4）に該当する者は、原則として、「1年」），90日（申請内容に応じて滞在期間30日又は15日の数次査証を発給する。）</p> <p>国籍欄に「CHINESE」と記載のあるMRPのマカオ特別行政区発行のTRAVEL PERMIT（以下「マカオ旅行証」という。）又はICマカオ旅行証を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者。ただし、1回目の訪日については、親族・知人訪問、観光を主たる渡航目的とするものではないこと（下記（4）の者を除く）</p> <p>（1）商用目的の者（IT技術者（注））を含む。）</p> <p>ア 国公営企業の常勤者</p> <p>イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者</p> <p>ウ 大使館・領事館がある都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者</p> <p>エ 株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者</p> <p>オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者</p> <p>カ 過去1年間に3回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有識者</p> <p>キ 過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者</p> <p>（2）文化人・知識人等</p> <p>ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者</p>	平成31.1.1

	<p>イ 弁護士, 公認会計士, 弁理士, 司法書士, 公証人, 医師の国家資格・国際資格保有者であって, 現に当該職業に従事する有職者</p> <p>ウ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手</p> <p>エ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）</p> <p>オ 国公立の研究所及び国公立の美術館, 博物館, 図書館の課長職以上の者</p> <p>カ 国会議員, 国家公務員, 地方議会議員, 地方公務員</p> <p>(3) [REDACTED]</p> <p>[REDACTED]</p> <p>(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子</p> <p>(注) IT技術者とは、電子計算機を利用して情報の処理を効率化する技術を有する者で、電子計算機やインターネットを支える機器類やソフトウェアの技術, システムの開発, 保守, 運用などの情報処理の専門家等のこと</p> <p>2 次に該当する者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間90日の数次査証を発給する。</p> <p>国籍欄に「CHINESE」と記載のあるマカオ旅行証又はICマカオ旅行証を所持し、在留資格「短期滞在」に該当するすべての活動を行う目的を有する。</p> <p>ア 過去3年間に我が国への短期滞在での渡航歴があり、その間我が国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかつた者であつて、渡航経費支弁能力を有する者</p> <p>イ 「十分な経済力」([REDACTED]を有する者)</p> <p>ウ イの者の配偶者及び子</p>		
58	コロンビア	<p>1 次の者に対して、有効期間1年、3年又は5年、滞在期間15日、30日又は90日の数次査証を発給する。</p> <p>コロンビア国民であつて、一般旅券を所持し、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有する、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 商用目的の者</p>	平成31.2.1

- ア 国公営企業の常勤者
- イ 株式上場企業（第三国・地域の株式市場上場企業を含む）の常勤者
- ウ 管内各都市に所在する日系企業商工会（各都市の日本商工クラブ等を含む）の会員企業であり、かつ、本邦に経営基盤又は連絡先を有する日系企業（駐在員事務所を含む）の常勤者
- エ 株式上場企業（日本及び第三国・地域を含む）が出資している合併企業、子会社、支店等の常勤者
- オ 本邦の株式上場企業と恒常的な取引実績がある企業の常勤者
- カ 過去1年間に3回以上又は過去3年間に10回以上の日本への商用目的での渡航歴がある有職者

(2) 文化人・知識人等

- ア 相当程度の業績が認められる、美術、文芸、音楽、演劇、舞踏等の芸術家又は人文科学（文学、法律、経済学等）、自然科学（理学、工学、医学等）の研究者
- イ 相当程度の業績が認められるアマチュア・スポーツ選手
- ウ 大学の講師以上の職にある者（常勤者に限る）
- エ 国公立の研究所及び国公立の美術館、博物館、図書館の課長職以上の者
- オ 弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、公証人、医師の国家資格・国際資格保有者であって、現に当該職業に従事する有職者
- カ 国會議員、国家公務員、地方議会議員、地方公務員

(3) [REDACTED]

(4) 上記 (1), (2), (3) に該当する者の配偶者及び/又は子

2 次の者に対して、有効期間1年又は3年、滞在期間90日の数次査証を発給する。

コロンビア国民であって、ICAO標準のMRP又はIC一般旅券を所持し、在コロンビア大使館において、在留資格「短期滞在」に該当する全ての活動を行う目的を有して数次短期滞在査証の発給を希望し、次のいずれかに該当する者

(1) 過去3年間に我が国への短期滞在での1回以上の渡航歴があり、その間に我が

国国内法令に違反するなど、我が国における入国・在留状況に問題の認められなかった者であって、経費支弁能力を有する者

(2) 「十分な経済力」 ([REDACTED] を有すること)

を有する者で、不法就労や不法残留等我が国の国内法令に違反するおそれがないと認められる者

(3) (2) の者の配偶者及び／又は子